

○総務省令第三十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令
（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二の三中「四号」の次に「及び通信事項」を加える。

別表第二号の二の四の2(3)及び(4)中「浦審部」を削り、同2中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 通信事項

別表第二号の二の四注3(1)中「(5)」を「(6)」に改め、「免許等の番号及び」の次に「年月日並びに」を加え、同注3(2)中「(3)の無線局」を「(3)」に、「第11条の2の5」を「第11条の2の5第1項各号又は第2項各号」に改め、同注3(3)を次のように改める。

(3) (4)の目的は、「電気通信業務用」、「公共業務用」、「基幹放送用（超短波放送（コミュニティ放送））」又は「一般業務用」のように記載すること。

別表第二号の二の四注3(6)中「(5)」を「(6)」とし、「(7)」を「(8)」とし、「記載」を「、記載」に改め、同注3(6)を同注3(7)とし、同注3(5)中「(7)」を「(8)」とし、「(8)」を「(9)」とし、「免許規則の」を「免許規則」に改め、同注3(5)を同注3(6)とし、同注3(4)中「(6)」を「(7)」に改め、同注3(4)を同注3(5)とし、同注3(3)の次に次のように加える。

(4) (5)の通信事項は、「電気通信業務に関する事項」、「防災行政事務に関する事項」、「電気事業に関する事項」又は「一般業務用通信に関する事項」のように記載すること。

別表第二号の二の五の2(1)及び(2)中「浦發町の」を削り、同2中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 通信事項

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

「

別表第二号第1の1の表中

14 無線局の 目的コード

を

14 無線局の 目的コード

無線局の目的コード「 」 基幹放送の種類コー

ズ「 」

に改め、同第1の注16中「該当するコード」の次に「（無線局の目的コー
ードを補充する基幹放送の種類コードを含む。）」を加える。

別表第二号第5の1の表中

14 無線局の 目的コード

を

14 無線局の 目的コード

無線局の目的コード「 」 基幹放送の種類コー

ズ「 」

に改め、同第5の注16中「該当するコード」の次に「（無線局の目的コー

